

# 平成30年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会



## **1. 基本方針**

---

日本社会における少子高齢化、社会的孤立等の問題が深刻化する中、介護保険制度改革や生活困窮者自立支援法等の施行に伴い、合志市社会福祉協議会（「以下本会」）においても、これらの福祉施策に対応する組織改革や事業実施に取り組んでまいりました。

このような中、第3期合志市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（2018～2022年）がこのたび策定され、合志市における地域共生社会の構築に向けた取り組みがさらに進められていくこととなります。

本会においても、市民が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように「医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援」が包括的に確保される地域包括ケアの仕組みづくりに協力し、合志市と共に市民を支援する社会福祉法人としての使命を果たさなければなりません。

本年度より合志市役所機能の一元化が進められ、本会が受託する各福祉相談業務についても、ワンストップの支援をさらに強化することができます。これにより包括的な支援と地域福祉事業のさらなる推進に取り組むことができる良い契機を迎えたことと考えております。

また、社会福祉法人制度改革においても、地域に根差す社会資源として、法人経営ガバナンス（経営統治）や財務規律の強化等の中・長期的な計画策定と共に人事評価制度を導入し、人材育成と組織・財務環境の健全化をさらに進め、自主的かつ積極的なサービスの改善と質の向上に努めてまいります。

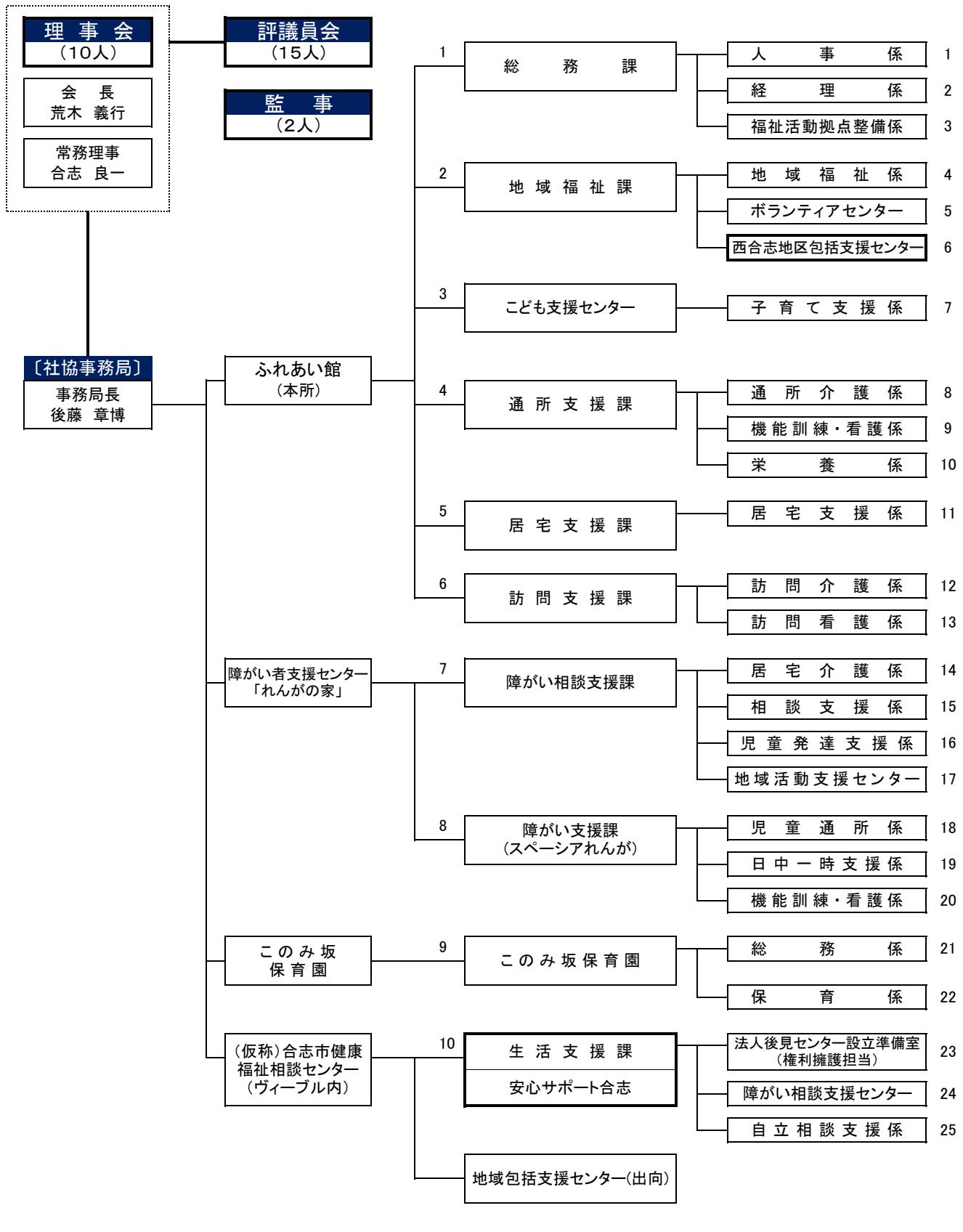
これらを踏まえて、本会が取り組む地域で安心して暮らせるための切れ目ない支援や支え合いの仕組みづくりと『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』の実現を図るため、本年度において次のとおり重点目標を掲げます。

## **2. 重点目標**

---

- (1) 第3期合志市地域福祉計画・活動計画の基本目標に資するため、地域における福祉活動の相互理解と取り組みを推進します。
- (2) 地域包括ケアの推進に向けた協議体等への参加協力や地域性を考慮した新たな地域づくり（新たな公※）の構築を推進します。  
※「新たな公」とは、行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方です。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義があります。
- (3) 介護保険事業等の公益性のある収益事業の強化と安定経営を図り、社会福祉法人としての社会貢献事業を社会福祉充実計画のもとに実施します。
- (4) 職員の人材育成を強化し、併せてより良い職場環境の充実のための福利厚生、キャリアアップ制度等の研究を進め、法人全体の安定経営に努めます。
- (5) 障がいのある人や認知症などで要介護状態にある人の住み慣れた地域での日常生活を支援するため、多目的な機能をもつ拠点の整備を推進します。
- (6) 多様化する保育ニーズへの対応と子育て世代を地域全体で支え合う取り組みや地域づくりを推進します。

平成30年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



課	係
10 課	25 係

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
総務課		16 人	13 人	29 人

※市包括支援センター出向3人、みどり館管理人等を含む。

### 1 課(係)の業務方針

社会福祉法、介護・障害福祉サービス等をはじめとする社会福祉関係法令の改正により、経営環境が変化している。とりわけ人事労務、財務、規則等については、組織経営を左右する事項であるため理事会、評議員会との経営情報の共有を図る。

平成30年度は、合志市の庁舎編成にあたり健康福祉総合相談機能が一元化されるため、これを契機に事務局編制を行い本会の相談機能を統合し体制強化を図る。このことにより行政機能と社会福祉法人としての公共性、専門性、機動性等を内包したワンストップの相談体制が構築されることから、合志市と協働した相談援助業務の推進と福祉サービスの開発、強化を行い更なる信頼関係の構築に努める。

社会福祉協議会が行う事業は、地域福祉事業をはじめ児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者自立支援事業といった幅広い制度事業を手掛けており、それぞれの運営基準に基づき実施している。福祉従事者の待遇については、産業別にみると相対的に低い現状であるため待遇改善を図る取組が行われているが、先述した事業によつても待遇改善に資する助成制度の存否がある。そこで職員のキャリアアップ制度や待遇の適正性を検証して、財務状況や全体の人事バランスを図りながら本会にふさわしい人事考課制度の構築に努める。

福祉関連制度の報酬改正等は経営状況に大きく影響をおよぼす。関係制度の動向を注視し、法人としての成長と同時に合志市民にとって必要な事業展開に努める。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 組織編制(生活困窮者自立相談事業をはじめとする福祉総合相談窓口の機能強化)
- (2) 人事考課制度の構築と関連規則の改正
- (3) 多機能型の施設整備計画の策定

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)
- (2) 人員配置計画の策定(中期採用計画の検討)
- (3) 職員研修会の充実(階層別深堀型の社内研修)

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 理事会、評議員会、監査の実施
- (2) 事業計画、予算の策定
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 人事、労務管理
- (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理
- (6) 施設整備
- (7) システム・ネットワーク管理ほか

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
		9人	3人	12人
地域福祉課				

### 1 課(係)の業務方針

(全体方針)

策定された第3期地域福祉計画・活動計画の方針に則り、整合性を持った社協・地域福祉課の年間計画※とするその中で、地域包括ケアシステムの確立や、社会福祉制度改革の方針も相まって社会福祉法人の地域貢献が明確に打ち出されている事も踏まえ、あらゆる社会資源(住民・社福法人・企業等)との連携を模索し、地域福祉力の底上げと社協プラットフォーム機能の強化を全体方針とする。

※ 地域福祉計画・活動計画基本理念「市民みんなでまるごと地域共生社会」及び社協共通理念「やさしくて穏やかな福祉社会の創造」を中心に据えた計画

(重点項目)

- (1) 人育ての強化…人材育成の種別機能の強化と、関連ある内容については連携・融合の強化を図る。
- (2) 連携の強化…事業所・企業間での連携を第3期地域福祉計画・活動計画を基に一步前に進める。
- (3) 参加の場面の創出…あらゆる事業(委託・自主等)におけるご利用者のみならずボランティア等の協力者も参加しやすい環境づくりを行う。
- (4) 共同募金委員会の設置…ここ数年の懸案事項である共同募金委員会への移行を順次進める。
- (5) 広報機能の強化…社協だより「ほっとライン」印刷製本業務は平成30年度で3ヵ年の契約が終了する。広報誌をはじめホームページやSNS等の広報媒体の機能や情報の発信等について再検証して、市民目線での広報機能の強化に努める。

### 2 新たに取り組む事務事業

(上記重点項目に対応するそれぞれの例として)

- (1) 災害ボランティアコーディネーターの養成。
  - ・3ヵ年行った糾事業の検証結果を踏まえ、新たな組織化に向けた講座等の企画を行う。
- (2) ふら～っとホーム太陽(もしくはそれに近い活動)の別地区での開催と他事業所とボランティアの連携。
  - ⇒検討すべき事業所連携の候補として(野々島ハウス、さくらんぼ須屋・豊岡、合志第一病院等)
  - ・企業との個別連携から地域支援に関する枠組みへ移行したい(生活支援協議体等で提案する)
  - ⇒そのための足がかりとして企業に対して“認知症サポーター養成講座”を受けていただけるよう呼びかけを行う。その際には地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターと連携して行う。
- (4) スケジュールに則って、委員会設置に向けて具体的な動き出しを行う。

### 3 改善や強化を行う事務事業

(上記重点項目に対応するそれぞれの例として)

- (1) 福祉教育におけるゲストティーチャー機能の強化。
- (3) 委託事業(脳活き生き教室、サロン等)の発展的展開を目指し、各種ボランティアを更につなぐ。
- (5) 広報機能に関する外部有識者を招聘し、本会の広報に関する問題点を洗い出し改善を行う。
  - ⇒そのための予算計上を行う。

#### 4 主な実施事業(継続事業)

(市・委託事業)※名称は流動的

- (1) 福祉課／①安心生活ささえ愛事業②合志地区相談事業所拠点整備→今後の形については検討中。
  - (2) 高齢者支援課／③生活・介護支援センター養成事業④介護者等育成事業(家族介護教室)  
⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部紛事業含む)⑥地域住民グループ支援事業(サロン)  
(包括支援センター)／⑦認知症予防教室事業(脳活き生き教室)⑧認知症地域支援体制構築等推進事業
  - (3) 総務課／⑨総合相談事業(法律・心配ごと相談)
  - (4) 環境衛生課／⑩高齢者ごみ出し支援業務(ぽつかぽかサポート事業内)
- (自主及び共募配分事業)
- ①安心生活(ぽつかぽか)サポート事業②ふら～っとホーム太陽事業③ボランティアセンター設置事業  
④地域の紛づくり推進事業(生きがいと健康づくり事業内)→県・委託期間終了だが自主事業として継続予定。  
⑤共募配分(老人福祉活動費、障害者福祉活動費、児童・青少年福祉活動費、母子父子福祉活動費、ボランティア活動育成費、福祉育成援助活動費、歳末たすけあい事業)等

#### 5 廃止、縮小する事務事業

(市・委託事業)

- (1) 高齢者支援課／家族介護者交流事業(リフレッシュ・バスハイク)⇒現状の実績等を照らし合わせて、優先度が低いとのことで廃止。
- (2) 地域の紛づくり推進事業／県の委託期間は終了。事業の性質上、何らかの形での継続が望ましい。  
・次世代橋渡し世代の掘り起こし→行事等企画→マッチング(各種つなぎ)→組織化  
この一連の流れでの事業は継続。30年度も「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」と一体化した予算組を行う。

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
こども支援センター		14 人	30 人	44 人

### 1 課(係)の業務方針

事業理念である「地域で、みんなで、子育て支援、輝く未来創造」のもと、合志市の委託事業である①地域子育て支援センター事業②児童センター事業③ファミリーサポートセンター事業④病児保育事業⑤放課後児童健全育成事業（学童保育3か所、長期休暇児童預かり事業）、5つの事業を包括的に運営することにより、子育ての不安や負担感を感じている家庭や就労等により保育が必要な家庭の支援を行うことで子どもの健やかな成長と地域の子育て力向上を目指す。

- (1) 身近に相談でき安心できる居場所、仲間づくりの場として、子育て支援ニーズに即応できる職員のスキルアップに努める
- (2) 安全で安心できる保育環境の確保と発達に応じた支援を行う
- (3) 子育て支援を次世代育成の視点をもって行い、育ちあい支えあえる地域づくりに努める
- (4) 関係機関や社協の他事業・多職種と連携強化することで、子育て家庭の課題に応じた支援に努める
- (5) 市民に地域の中で協力していただくことにより、子どもの感性を豊かに育てる

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) ファミリーサポートセンター事業 合志地区の相談体制整備

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 放課後児童健全育成事業
  - ・待機児童対策として、ピースクラブ定員19名から35名に増員
  - ・放課後児童クラブ運営指針に基づく、支援計画強化及び放課後児童支援員の資格取得・スキルアップ強化
- (2) 病児保育（ひかり）
  - ・感染症の受入を行い、利用者の利便性改善と健康相談実施（月1回）
- (3) 児童センター事業
  - ・児童館ガイドラインに沿った運営強化
  - ・年長児童の居場所づくりを地域福祉課オモイカタルバと連携し、自発的活動及びボランティア活動支援強化
- (4) 地域子育て支援センター事業
  - ・赤ちゃんひろばぴよぴよ（0歳児）をあそびの時間（あくぐみ）に統合
  - ・ベビープログラムを年3回から4回とし、全ての第一子誕生を対象に改善

### 4 主な実施事業（継続事業）

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1) 地域子育て支援センター事業   | (6) 長期休暇児童預かり事業     |
| (2) 児童センター事業        | (7) ひとり親家庭等日常生活支援事業 |
| (3) ファミリーサポートセンター事業 | (8) 子育て短期支援事業       |
| (4) 病児保育事業          | (9) ふらっとホーム太陽事業     |
| (5) 5. 放課後児童健全育成事業  |                     |

### 5 廃止、縮小する事務事業

- (1) 児童館事業

中高生の居場所づくりとして毎週月曜日に開放している延長児童館（17時～19時）を常時開催から必要時開設に縮小。（フリースペースの利用はなく、音楽スペース開放も利用者の意見より月曜夕方から土曜日午後に変更し、参加しやすく定着しているため）

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
		17人	13人	30人
通所支援課				

### 1 課(係)の業務方針

- (1) 楽しみながら生き生きとおひとりおひとりの心に寄りそうデイサービスセンターという理念にもとづき、1人1人のご利用者に寄り添い、自宅での生活が安心安全に暮らせるようお困りごとについては、デイでの支援だけでなくケアマネや他事業所との連携をとりながら支援していく。
- (2) 最後まで自宅で過ごしたいというご利用者・ご家族の気持ちをくみながら重度の方の受け入れを継続していく。(看取りの体制をケアマネ他事業所との連携を深めながら整えていく)
- (3) 認知症の方の受け入れには職員の研鑽を行い、ケアマネ、他事業所との連携を取りながら当事業所ができる限りのサービスを行っていく。ご家族の負担軽減も含め、ご家族からの要望を受け止め傾聴し、生活のアドバイス等の機会を増やしていく。
- (4) 第1号通所型サービスの受け入れについては今後も新規を受け入れる方向で行く。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 介護保険制度改定の一つの目的が自立支援であり、そのことを達成する事でのアウトカムに向け体制を整える。
  - ① 栄養スクリーニング加算(半年に1回)
  - ② 心身機能に係るアウトカム評価
  - ③ ADL維持加算(半年に一回のBIバーサルインデックス提出での加算)
- (2) ICT化に向け対応できるよう職員の研鑽を行っていく。

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 生活介護は、昨年度より新規受け入れをしない方向性であった。しかし要支援申請されても、要支援の認定ではサービスの受け皿がない方もおられ、共生という観点からも、今後年齢が介護保険申請に近い方は受け入れていく。
- (2) 医療ニーズの高い方も受け入れ、また維持期のリハビリテーションの受け皿となれるよう職員の体制をとのえ教育研修等を行っていく。

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 総合事業
  - ① 通所型サービスA
  - ② 通所型サービスC
  - ③ 訪問型サービスC
- (2) 通所介護事業
  - ① 指定通所介護
  - ② 第1号通所事業
  - ③ 生活介護
  - ④ 延長サービス

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
		人	人	人
居宅支援課		5	0	5

### 1 課(係)の業務方針

- (1) 社会福祉協議会の居宅介護支援事業所として、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、他の居宅支援事業所の模範となるよう取り組む。
- (2) 地域の方々の生活の質の向上を図るために、ご利用者の自律支援に向けたプラン作成のために各事業所との連携(ICTの利用)、また、研修等への積極的な参加にて居宅間の連携を深めながら知識と技術の向上に努めていく。
- (3) 他居宅への紹介が困難なケース、地域の方からの直接の計画依頼、すでに当会サービスの利用者を優先的に対応する。
- (4) 住民票がなくとも一時的に合志市で生活をされる方に対し、その間は他市町村と連携し支援できるように努める。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 医療と介護のネットワークつくりのためにICT「くまもとメディカルネットワーク」の活用を行う。
- (2) 利用者情報等の整理と安全な保管を行う。

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 連携会議において、各課からの事例提出が定着してきたので、今後は、各課で司会進行役も経験していく。これにより、事例検討の視点が広がり、連携が強化されより良い検討会となる。  
(ア) →業務連携推進委員会との連携など。
- (2) 各事業所との連携の強化、研修等への参加、及び日々の支援の振り返りにより、知識と技術の向上に努め、課題整理総括表・評価表の活用により、問題点や疑問点を把握し、より早く課題解決へ導かれるように努める。
- (3) 利用者情報等の書類の整理が容易で安全な保管となるよう工夫する。
- (4) 福祉用具貸出事業において、安全性の高い用具の貸し出しのために、寄付応募を続けながら、新品を購入し入れ替えを行う。

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定居宅介護支援事業
- (2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
- (3) 介護認定訪問調査支援事業
- (4) 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業
- (5) 介護保険代行申請事業
- (6) 福祉用具貸出事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
訪問支援課		6 人	18 人	24 人

### 1 課(係)の業務方針

住み慣れた自宅で安全で安心して生活を送ることができるように支援する。また、訪問介護・看護の連携を密にすることで情報の共有を図り、きめ細やかなサービスを提供する。

#### (1) 介護

- ① 知識や技術を備えた介護員の人材育成でより質の高いサービスを提供する。
- ② 他職種との連絡・報告で情報共有を行いQOLの向上に努める。

#### (2) 看護

- ① 自己研鑽に努めスキルや看護の質の向上、やりがいや達成感を持てる働きやすい職場作りに努める
- ② ・訪問看護を通して、地域に貢献できるよう多職種との連携を図る

### 2 新たに取り組む事務事業

#### (1) 介護

- ・4月より第一号訪問事業の指定の受け入れ

#### (2) 看護

- ・「くまもとメディカルネットワーク」に登録することで、住み慣れた地域で安心安全な地域医療・介護環境の提供ができるよう多職種との情報共有・連携を図る

### 3 改善や強化を行う事務事業

#### (1) 介護

- ・医療依存度の高い利用者が在宅で安心して過ごすことができるよう医療と介護と福祉の連携強化
- ・包括支援センターとの連携強化
- ・アセスメント力を強化し自立生活に向けた支援の提供

#### (2) 看護

- ① 医療依存度の高い利用者への支援ができるような事業体制、人材確保
- ② 研修等へ積極的に参加できるような業務体制
- ③ 地域のサロンや集まりに赴き、講演等を通して在宅看護や介護についての啓発活動を行う

### 4 主な実施事業(継続事業)

#### (1) 介護

- ① 合志市委託事業:訪問型サービスA業務事業
- ② 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- ③ 訪問介護事業

#### (2) 看護

- ① 指定訪問看護事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
障がい相談支援課		14 人	25 人	39 人

### 1 課(係)の業務方針

- (1) 合志市障がい福祉計画に示されているように、地域拠点整備事業や児童発達支援センターなど相談や療育事業の整備が進められていく。その中で、社会福祉協議会として公的な立場で、他の事業所の牽引的な役割を担うことができるよう職員皆が専門職としての自己研鑽を積み、スキルアップを行っていく。
- (2) 地域の中に存在する障がい者支援センター「れんがの家」として障がい支援の拠点となるよう整備・周知・啓発を継続する。
- (3) 障がい者(児)とその家族が、この地域に住み・暮らすことでより幸福であることを感じることができるよう、地域住民への障がいへの理解を深めていく。障がい者(児)の集いの場の提供継続。
- (4) 障がい者(児)の災害時の不安を解消するべく、福祉避難所の整備を提案・協力していく。

### 2 新たに取り組む事務事業

- ・保育所等訪問事業について情報収集を行う。

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 平成30年4月の法改正により同行訪問事業については、周辺の事業所が閉鎖する予定のため社協としては、市民が困ることがないよう強化していく。
- (2) 計画相談件数の見直しと特定事業所加算の見直しに対応していく。早期に相談支援従事者初任者研修並びに現任研修を取得する。また、新規に主任相談支援専門員の資格が始まるため早期に取得していく。

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 委託事業
  - ・ 地域活動支援センター事業、合志市相談支援事業、合志市障がい者地域生活支援事業
- (2) 障がい者(児)支援事業
  - ・ 指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着)、指定特定相談支援事業(障害者相談支援事業所・障害児相談支援事業所)
  - ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業
  - ・ 就学前児童発達支援事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
障がい支援課		14 人	20 人	34 人

### 1 課(係)の業務方針

- (1) 合志市障がい福祉計画・障がい児福祉計画にあげられるまちづくり目標を踏まえ、社会福祉協議会が行う地域福祉を視点に置いた障がい福祉サービスの実施。
- (2) 地域の中にある障がい者支援センター「れんがの家」として障害のある人の支援拠点となるよう整備・周知・啓発を継続していく。
- (3) 合志市内に20事業所以上になる放課後等デイサービス事業所の中において、事業理念とガイドラインにもとづいた質の高い療育ができるよう取り組んでいく。
- (4) 学童クラブや児童館との交流を通じ、障がいのあるこどもたちが放課後等デイから地域の学童クラブへの移行ができるよう支援
- (5) 生活介護事業においては、利用者の身辺自立や働く意欲の向上、また地域貢献等を踏まえた活動への取り組みを行う。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 保育所等訪問事業についての情報取集
- (2) インターネット上において自己評価結果の公表

### 3 改善や強化を行う事務事業

(放課後等デイサービス事業)

- (1) 平成30年度4月の法改正に即した人員配置と支援の強化と報酬算定
- (2) 報酬改定に応じた、人員配置や・放課後等デイサービスガイドラインにもとづいた支援の質の向上と整備
- (3) 利用児にとってよりわかりやすく利用児の意欲や自信につながる個別支援計画の作成(専門職の連携)

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児、重心児以外)
- (2) 指定生活介護事業
- (3) 日中一時支援事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
このみ坂保育園		22 人	13 人	35 人

### 1 課(係)の業務方針

保育園は「養護」と「教育」が一体となって営まれ、子どもが穏やかに、安心・安全に過ごせる場所である。基本的な生活習慣を身につけ、様々な人との関係や体験活動を通しての「心の育ち」が、これからの中の成長には大切である。本園では、一人ひとりの育ちや発達を考慮し、子どもが自ら学ぶ意欲を持たせることも重視している。

乳児期には、優しさと愛情で安心感を与えることで自尊感情を育み、幼児期には、自ら興味・関心や意欲をもって夢中になる主体的な遊びを通して学ぶ力・考える力・生きる力(非認知能力)を育む。

また、異年齢による多様な関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を日常生活のなかで習得し他者に対する「優しさや思いやり」を持って、人権を意識できる社会性を育む。

本園の保育理念に基づき、子どもの健全な心身の発達を図り、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であることを目指す。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 保育所保育指針改定に基づく保育所保育計画の総合的な見直し。  
(保育所の基本原則 保育内容 健康及び安全 子育て支援 職員の資質向上)

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 乳児(未満児)保育に関する充実
- (2) 異年齢保育の充実と幼児教育の積極的な位置づけ
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全について
- (4) 保護者・家庭及び地域と連携した包括的な支援について
- (5) 職員の資質向上・各専門職の専門性の向上(リーダー育成)
- (6) ICT化による業務の効率 保護者の利便性

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 通常保育事業
- (2) 異年齢保育事業
- (3) 体力増進・食育推進事業
- (4) 体験活動事業
- (5) 障がい児保育事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

- (1) 20時までの延長保育について  
毎月、第3木曜日の職員研修日の延長保育は19時までとする。

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課	職員数	常勤	非常勤	合計
生活支援課 合志市生活支援相談センター安心サポート合志		3 人	2 人	5 人

### 1 課(係)の業務方針

地域社会において誰もが尊厳をもって安心して生活できるように多様で複合的な課題を抱える方に寄り添った支援体制に努める。

- (1) 行政や関係機関、社協の各事業と連携強化し、より迅速かつ柔軟に相談者の状態に応じた自立支援を行う。
- (2) 生活困窮者、障がい児者、高齢世帯を対象とした相談業務で密接な関係がある緊急時等の生活資金に関わる生活福祉資金貸付事業と食品の提供支援業務を強化する。
- (3) 認知症等で判断能力が低下されている方で、福祉サービス等の契約の代行や日常生活の金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の強化と併せ、法人後見業務を見据えた取り組みを行う。
- (4) 地域の福祉サービスの提供や福祉人材の育成を強化するため地域福祉コーディネーターやファミリーサポートアドバイザーとの連携を図る。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 行政機能と社協が持つ相談機能が一元化することで、より迅速かつ柔軟性をもった市民に寄り添った市民サービスの向上に取り組む。

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 早期に相談につなぐための周知活動
- (2) 生活困窮者に対する食品提供の検討
- (3) 職員の資質向上やネットワーク構築に向けた専門研修の実施

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 法人後見センター設立準備事業
- (3) 地域福祉権利擁護事業
- (4) 障がい相談支援事業
- (5) 生活福祉資金貸付事業
- (6) 地域福祉推進事業
- (7) 子育て支援推進事業

### 5 廃止、縮小する事務事業

## 平成30年度 各課事業計画書

担当課 生活支援課 合志市生活支援相談センター安心サポート合志
---------------------------------------

### 1 課(係)の業務方針

- (1) 合志市に居所がある方々を対象に、経済的困窮のみならず心身の問題、家庭の問題、就労の問題など複合的な課題に対しての相談対応及び支援を行う。
- (2) 訪問(アウトリーチ)による対応を含め活動し、自立支援計画(支援プラン)を作成、法に基づく事業(任意事業)やインフォーマルサービス等を活用し対応する。
- (3) 第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、生活保護へ至る前の段階での自立を支援する。
- (4) 確実に生活保護が必要と判断される方については福祉事務所へ繋ぐ。
- (5) 合志市社会福祉協議会各部署及び合志市役所、社会福祉法人、一般企業等との連携を図り支援を行う。
- (6) 概ね生活困窮に共通する課題は未就労の問題が多い為、前年度に引き続き就労支援に重きを置く。
- (7) 社会に馴染みにくい子供を持つ家族交流会を継続実施し、問題解決の糸口の模索や家族のストレス軽減の機会を持つ。
- (8) 生計困難者レスキュー事業の利用に該当しない方々への緊急時食糧支援を行う。

### 2 新たに取り組む事務事業

- (1) 地域福祉課と連携し備蓄食料寄贈依頼の方法検討(広報誌の活用等)及び保管場所の検討

### 3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 周知活動についての強化方法の検討。

### 4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 主任相談員・相談員・就労支援員の配置
- (2) 就労・家計・学習支援事業の構築(市との協働)

### 5 廃止、縮小する事務事業

